

### 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社久米設計  
(2) 代表者氏名 藤澤 進  
(3) 住 所 東京都江東区潮見2-1-22

2 指名停止措置期間 令和5年12月26日から令和6年6月25日まで(6箇月)

3 事案の概要

(株)久米設計の九州支社長等が、宮崎県串間市が発注した消防庁舎新築の設計業務の入札に関して、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和5年11月16日に宮崎県警察に逮捕されたことによる。

4 指名停止措置理由

周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領別表1及び別表2措置基準の14「競売入札妨害又は談合」に該当する。

<指名停止措置要領別表1>

| 措置要件  | 期間                                     |
|---|--|
| (競売入札妨害又は談合)<br>14 市工事以外の工事に関し、役員等又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 事実を認定し、指名停止を決定した日から<br>3箇月以上<br>24箇月以内 |

問い合わせ先 周南市 財政部 契約監理課 電話 0834-22-8425